

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宝塚市長 山崎晴恵

市町村名 (市町村コード)	宝塚市 (282146)
地域名 (地域内農業集落名)	上佐曾利
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月3日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落の農業者は、高齢化しており後継者不足であるが、農地保全のために集落営農の取り組みを進めている段階である。今後は集落営農の取り組みを強化していき、集落全体の農業の生産性を向上させ農地の保全に取り組んで行くこととしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、水稻や畑作、花卉などを生産しているが、連作障害を減らすために計画的に輪作を行っている。今後も、優良農地を保全するためにも、輪作等を行いながら生産性の向上を図っていくこととする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域は大字上佐曾利・香合新田を基本とする。農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状から見て、農地保有者による耕作が可能な限りは農地保有者による耕作を継続することとする。しかし、離農者が出てくるときには、集落営農への集積を検討していくこととする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、積極的に中間管理機構を通じて農地の賃借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地区域のうちほ場整備計画区域約32.3ha全ての整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JA等と相談体制を確立し、集落営農の組織化等を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、農業者が病気等で一時的に作付けや稲刈り等の作業が困難な場合、集落営農組織に作業の一部を委託することも検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策の取組方針: 獣害の侵入防止、追い払いに積極的に取り組んでいる。
- ②有機・減農薬・現肥料の取組方針: 化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、安全で安心な米の栽培に取り組んでいく。
- ③スマート農業の取組方針: スマート農業の導入により、人材不足の状況下でも効率的に業務ができるように取り組んでいく。
- ⑦保全・管理等の取組方針: 水路・農道等の管理を農地所有者と耕作者が共同で行い、耕作可能な状態を維持し、農地を保